

議案第 1 2 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに制定する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、人事院及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、期末手当を
改定し、その他所要の整備をするため、条例の一部を改正するもの
です。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和35年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「及び附則第7項第3号」を削り、同条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改め、同条第4項中「及び附則第7項第3号」を削る。

第21条第1項及び第2項第1号中「及び附則第7項第4号」を削る。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第12号資料

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和35年条例第1号）新旧対照表

（第1条関係）

改正案	現行
(略)	(略)
(期末手当)	(期末手当)
<p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3まで_____においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれの基準日の属する月の別に市長が定める日（次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第22条第4項の規定の適用を受ける職員及び規則で定めるものを除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項_____において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3まで<u>及び附則第7項第3号</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれの基準日の属する月の別に市長が定める日（次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第22条第4項の規定の適用を受ける職員及び規則で定めるものを除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項<u>及び附則第7項第3号</u>において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 (略)</p>
(略)	(略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)
<p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条_____においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項_____において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条<u>及び附則第7項第4号</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項<u>及び附則第7項第4号</u>において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
(略)	(略)

(第2条関係)

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(略)</p>